



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

目次(\*については県例規集掲載事項)

○ 告示

\*958 平成2年和歌山県告示第495号(母子保健法施行細則の規定により徴収する額)の一部改正(子ども未来課)

告 示

和歌山県告示第958号

平成2年和歌山県告示第495号(母子保健法施行細則の規定により徴収する額)の一部を次のように改正し、平成20年7月1日以後の給付に係る費用から適用する。

平成20年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

徴収基準額表を次のように改める。

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額			
		15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001円～40,000円	D2	16,200	1,620
		40,001円～70,000円	D3	22,400	2,240
		70,001円～183,000円	D4	34,800	3,480
		183,001円～403,000円	D5	49,400	4,940
		403,001円～703,000円	D6	65,000	6,500
		703,001円～1,078,000円	D7	82,400	8,240
		1,078,001円～1,632,000円	D8	102,000	10,200
		1,632,001円～2,303,000円	D9	123,400	12,340
		2,303,001円～3,117,000円	D10	147,000	14,700
		3,117,001円～4,173,000円	D11	172,500	17,250
		4,173,001円～5,334,000円	D12	199,900	19,990
		5,334,001円～6,674,000円	D13	229,400	22,940
6,674,001円以上	D14	全 額			
				左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円	

- この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
  - 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
  - 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 徴収月額の決定の特例
  - 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額(2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
  - 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。ただし、D14階層を除く。

基準月額×その月の入院期間/その月の実日数

- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。
- 6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。
- 7 災害等の特別の理由により基準額により難いときは、知事の定めるところによる。